

平成29年1月1日から **重要！！** 65歳以上の方も雇用保険の加入対象になります

平成29年1月1日から雇用保険加入の対象者が拡大されます。

これまでは65歳以上で新規に採用される従業員の方については雇用保険に加入することが出来ませんでした。平成29年1月1日以降は加入の対象となります。

現在の加入要件は

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること
- (3) 採用時に65歳未満であること

平成29年1月1日以降は(3)の年齢制限が廃止され、65歳以上の従業員の方も雇用保険に加入することになります。

なお、65歳以上の雇用保険料の免除制度については、平成32年3月31日まで現状のまま続きます。

◎ **今後の実務上の手続きは下記のとおりです。**

パターン①

平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の方を雇用する場合
→入社時に雇用保険の資格取得手続きが必要となります。

パターン②

既に在籍中の従業員で、入社時に65歳以上だったため雇用保険の加入対象外になっている方
→平成29年1月1日で加入対象となり、取得手続きが必要になります。

パターン③

現在65歳以上であって、65歳になる前から引き続き雇用保険に加入している方
→手続きの必要はございません。

①と②に該当する場合は取得手続きが必要になりますので、対象の方がいる事業所様は必ずあおば事務所までご連絡くださいますようお願いいたします。

疑問・質問など遠慮なくご相談ください。